

消費税を今以上、引き上げないよう求める意見書

政府は3月に景気判断を「足踏み状態」と「踊り場」を宣言した反面で、輸出が増加基調で推移して「景気は緩やかに回復していく」としているが、一般市民にはその実感がないどころか、むしろますます生活が苦しくなっているのが現実である。

政府が進めてきた構造改革のもとで格差と貧困がひろがっており、これを正すことを市民は強く求めている。これに応えるためには、所得の再配分という税制本来の機能を強化することこそが必要である。

財政制度審議会が出した「消費税率 2015 年度までに 10%程度」という答申に続き、政府税制調査会は昨年 11 月に「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」を答申し、この中で消費税を「社会保障財源の中核」と位置づけて、政府税調としては 3 年振りに消費税率の引き上げを明確に打ち出した。併せて法人税の実効税率の引き下げを打ち出す一方で、所得控除の見直しを示唆するなど、「庶民増税」の方向を更にめざす方針も示した。

福祉財源を標榜して導入され、途中で税率も引き上げられた消費税でありながら、所得税、住民税、介護福祉制度、医療制度の改定、とりわけ 4 月に始まった後期高齢者医療制度など、福祉をいちばん必要とする高齢者をはじめとする弱者の負担が大幅に増えている。

更には、若年者を中心に生活保護を下回るワーキング・プア層が広がるなど、新たな問題も生じている。また、栗原市のように農業を主要な産業とする地域を襲っている生産者米価の大暴落、石油製品価格の高騰とそれに起因する農業生産資材価格、家畜飼料価格等の急上昇は農業生産者にとって深刻な問題であり、さらに消費税率が上がることは、生産費を販売価格に反映できない現在の状況では農業が主産業として成り立たなくなるばかりか、限界集落や過疎化をいっそう増加させ地域の衰退に結びつくものである。

毎日の暮らしに課税する消費税は所得の低い人ほど重税となり、したがって消費税の引き上げは「格差と貧困」をいっそうひどくするものである。

よって、栗原市議会は、市民生活を守る立場から、消費税率をこれ以上引き上げないよう、政府と国会に対して強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 7 月 9 日

宮城県栗原市議会
議長 高橋 義雄

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿